

「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」の改正（案）  
に対する意見公募要領

令和 6 年 7 月 31 日  
経済産業省中小企業庁取引課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

中小企業庁は、大企業、中小企業間の取引適正化に取り組む中で、「知的財産取引の適正化」を重要課題の1つとして掲げ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）や「契約書ひな形」を定めるとともに、これらに基づく取引を行うよう求めるといった対策を行ってきたところです。

今般、中小企業庁の知財Gメンによるヒアリングを行う中で、「受注者から発注者への納品物又は納品物を組み込んだ製品について、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じたときは、発注者は、受注者の責任の有無にかかわらず、紛争解決に係る責任や負担の一切を、例外なく一方的に受注者に転嫁できる（以下、「責任転嫁行為」という。）」と解釈できる可能性がある契約を締結していた大企業を、複数社発見しました。

責任転嫁行為については、ガイドライン上ですべきでない行為として定めているため、これら的大企業に対して、契約の再締結等を求める改善要請を実施したところです。この要請に加え、類似の契約が他の企業にも存在する可能性があること、また、今後も新規に締結される可能性があることを踏まえ、大企業・中小企業ともに注意すべきポイントの明確化と、未然防止策の強化を目的として、ガイドライン及び契約書ひな形の改正を行います。

については、ガイドライン及び契約書ひな形の改正（案）について、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」の改正（案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁取引課（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館8階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年7月31日（水）～令和6年9月4日（水）必着

- ※ 「e-Gov」は新システムへの切替作業に伴い、令和6年8月9日（金）19時から令和6年8月13日（火）8時まで（予定）、公示情報の閲覧、意見の提出等のパブリックコメントに関する機能を含め、全サービスが利用できませんので、あらかじめご了承ください。

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁取引課 パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [bzl-s-chuki-torihiki-chizai@meti.go.jp](mailto:bzl-s-chuki-torihiki-chizai@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」の改正（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。



